

訪問看護・介護予防訪問看護ステーションうわじま 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社アプローチが開設する訪問看護ステーションうわじま（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員その他の従業者（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域保険・医療・福祉機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問看護ステーションうわじま
- 2 所在地 愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1番13号

（従業者の職種・員数・職務内容）

第4条

- 1 【管理者兼看護師】 常勤1名
管理者は、看護師等を指導し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- 2 【看護師（准看護師）】 常勤4名、非常勤4名
看護師（准看護師）は、訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護、請求事務その他事務を担当する。
- 3 【事務員兼介護福祉士】 常勤2名
事務員兼介護士は、ステーションの運営に必要な事務と看護師の補助を担当する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週月曜日～金曜日までとする。
- 2 営業時間 8：30～17：30

（ただし、必要ある場合は、24時間電話で対応する。）

3 休日 年末 年始 (12/31～1/3)

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の利用者が主治医に申し込み、主治医が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画を作成し訪問看護を実施する。

- 2 利用希望者または家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- 3 利用希望者に主治医がいない場合は、適切な主治医を紹介する。
- 4 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護法の指導
- (9) カテーテル等管理（経管栄養、自己導尿、胃瘻管理等）
- (10) その他、医師の指示による医療処置

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。尚、通常の事業の実施地域を越える場合も別途の交通費は頂かない。

- (1) 宇和島市（ただし、島嶼部は除く。）
- (2) 鬼北町
- (3) 松野町
- (4) 西予市
- (5) 愛南町

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状が急変、或いは緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

- 2 主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医

に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第10条 事故が発生した場合は、速やかに関係市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第11条 管理者は、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、窓口担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（介護保険法の指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用料）

第12条 訪問看護を提供した場合、その費用は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

（記録の整備）

第13条 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画

（2） 提供した具体的サービス内容等の記録

（3） 利用者に関する市町への報告等の記録

（4） 苦情の内容等に関する記録

（5） 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

第13条の2 事業所は、看護師等、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(ハラスメントの対応)

第16条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場においてのハラスメントや、利用者又はその家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事や、サービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するため措置を講じる。

(衛生管理等)

第17条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症の発生予防、又はまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等について)

第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(社会情勢及び天災)

第19条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をする場合がある。

- 2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとする。

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、看護師等の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

- 2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容に含める。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アプローチと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成25年 2月 1日から施行する。

令和 4年 3月 1日に変更する。

令和 4年11月21日に変更する。

令和 5年 4月 1日に変更する。

令和 5年 7月 1日に変更する。

令和 5年 7月17日に変更する。

令和 6年 4月 1日に変更する。

令和 6年 5月 1日に変更する。

令和 6年 6月 1日に変更する。

令和 6年 6月 6日に変更する。

令和 6年 6月29日に変更する。

令和 6年 8月15日に変更する。

令和 7年 1月 1日に変更する。

令和 7年 5月 1日に変更する。

令和 7年 6月16日に変更する。

令和 7年 7月 1日に変更する。